

第一節 医療費適正化計画等

(医療費適正化基本方針及び全国医療

第八条 厚生労働大臣は、国民の高齢期における
計画)

適切な医療の確保を図る観点から、医療に要する費用の適正化（以下「医療費適正化」といいう。）を総合的かつ計画的に推進するため、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（以下「医療費適正化基本方針」という。）を定めるとともに、六年ごとに、六年を一期として、医療費適正化を推進するための計画（以下「全国医療費適正化計画」という。）を定めるものとする。

2 医療費適正化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画において定めるべき目標に係る参酌すべき標準その他の当該計画の作成に当つては、

二 次第第一項に見三十の部道府県会費箇三
指針となるべき基本的な事項

二 次条第一項は規定する都道府県医療費適正化計画の達成状況の評価に関する基本的な事項

三 医療に要する費用の調査及び分析に関する事項

四 基本的な事項

3 の推進に関する重要な事項 医療費適正化基本方針は、医療法第三十条の

三第一項に規定する基本方針、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百六条第一項に

規定する基本指針及び健康増進法（平成十四年
去津第百三号）第七条第一項に規定する基本方

4 治得第三回 第一章第一項に規定する事項を除く
針と調和が保たれたものでなければならぬ。
全国医療費箇王七十画において其、次に掲げ

全国医療費適正化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

国民の健康の保持の推進に関する医療費適正化の推進のために国が達成すべき目標に関する

二 医療の効率的な提供の推進に関し、医療費する事項

適正化の推進のために国が達成すべき目標に関する事項

三 前二号の目標を達成するために国が取り組むべき施策に関する事項

四 第一号及び第二号の目標を達成するための
保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関

五　各都道府県の医療計画（医療法第三十条の二第一項に規定する医療計画をいう。以下同様）
その他の関係者の連携及び協力に関する事項

じ。)に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能(同法第三条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。)の分化及び連携の推進の成果に関する事項

六 前号に掲げる事項、第一号及び第二号の目標を達成するための国民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果その他厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み(第十七条第七項において「国の医療に要する費用の目標」という。)に関する事項

七 計画の達成状況の評価に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、医療費適正化の推進のために必要な事項

厚生労働大臣は、前項第一号から第三号までに掲げる事項を定めるに当たつては、病床の機能の分化及び連携の推進並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第一項に規定する地域包括ケアシステム(次条第四項において「地域包括ケアシステム」という。)の構築に向けた取組並びに国民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効率的かつ効率的な提供の重要性に留意するものとする。

厚生労働大臣は、医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

厚生労働大臣は、医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画の作成及び全国医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めることができることを定めるものとする。

(都道府県医療費適正化計画)

都道府県医療費適正化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民の健康の保持の推進に関する事項
都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項

二 医療の効率的な提供の推進に関する事項
都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項

三 当該都道府県の医療計画に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能の分化及び連携の推進の成果に関する事項

四 前号に掲げる事項並びに第一号及び第二号の目標を達成するための住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み（第十一条第四項において「都道府県の医療に要する費用の目標」という。）に関する事項

五 都道府県医療費適正化計画においては、前項に規定する事項のほか、おおむね都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。

一 前項第一号及び第二号の目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項

二 前項第一号及び第二号の目標を達成するための保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項

三 当該都道府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項

四 計画の達成状況の評価に関する事項

五 都道府県は、第二項第一号及び第二号並びに前項第一号に掲げる事項を定めるに当たっては、地域における病床の機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築に向けた取組並びに住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意するものとする。

六 都道府県は、第三項第三号に掲げる事項を定めるに当たっては、当該都道府県以外の都道府県における医療に要する費用その他厚生労働省令で定める事項を踏まえるものとする。

6 都道府県医療費適正化計画は、医療計画、介護保険法第百八十八条第一項に規定する都道府県
7 一項に規定する都道府県健康増進計画と調和が
保たれたものでなければならぬ。

8 都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定
め、又はこれを変更しようとするときは、あら
かじめ、関係市町村及び第百五十七条の二第一
項の保険者協議会第十項及び第十二条第一項
において「保険者協議会」という。に協議し
なければならない。

9 都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作
成及び都道府県医療費適正化計画に基づく施策
の実施に關して必要があると認めるときは、保
険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その
他の関係者に対し必要な協力を求めることができる。
大臣に提出するものとする。

10 都道府県が、前項の規定により保険者又は後
期高齢者医療広域連合に対して必要な協力を求
める場合においては、保険者協議会を通じて協
力を求めることができる。

11 厚生労働大臣の助言)
（厚生労働大臣の助言）

12 第十一条 都道府県は、都道府県に対し、都道
府県医療費適正化計画の作成の手法その他都道
府県医療費適正化計画の作成上重要な技術的事
項について必要な助言をすることができる。
（計画の進捗状況の公表等）

13 第十二条 都道府県は、厚生労働省令で定めると
ころにより、年度（毎年四月一日から翌年三月
三十一日までをいう。以下同じ。）（次項の規定
による結果の公表及び次条第一項の評価を行つ
た年度を除く。）ごとに、都道府県医療費適正
化計画の進捗状況を公表するよう努めるものと
する。

14 都道府県は、次期の都道府県医療費適正化計
画の作成に資するため、厚生労働省令で定める
ところにより、都道府県医療費適正化計画の期
間（以下この項及び第四項において「計画期
間」という。）の終了の日の属する年度におい
て、当該計画期間における当該都道府県医療費
適正化計画の進捗状況に関する調査及び分析の
結果を公表するよう努めるものとする。

15 都道府県は、医療費適正化基本方針の作成に
資するため、前項の調査及び分析を行つたとき

は、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を厚生労働大臣に報告するよう努めるものとする。

都道府県は、計画期間において、第九条第一

項目第一号及び第二号の目標を達成できないと認める場合又は当該都道府県における医療に要する費用が都道府県の医療に要する費用の目標額を著しく上回るに至る場合は、その要因などを

著しく上回ると読みの場合にはその要因を分析するとともに、当該要因の解消に向けて、保

陰者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の開業者、努力による更なる対策等。

他の関係者と協力して必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めると、

るにより、年度（次項の規定による結果の公表及び次条第三項）評価を行つて三度を余す。

及び次条第三項の評価を行った年度を除く)ごとに、全国医療費適正化計画の進捗状況を公

表するものとする。

厚生労働大臣は、次期の全国医療費適正化計画の作成に資するため、厚生労働省令で定める

ところにより、全国医療費適正化計画の期間

(以下この項及び次項において「計画期間」といふ。)終了の日付を定め、

いう)の終了の日の属する年度において、当該計画期間における当該全国医療費適正化計画

の進捗状況に関する調査及び分析の結果を公表

するものとする。
厚生労働大臣は、十四回目から、第八卷

第四項第一号及び第二号の目標を達成できない

と認める場合又は国における医療に要する費用

に、当該要因の解消に向けて、保険者、後期高

齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者と協力して小豆沢付近の高齢者のための活動を行なっている。

協力して必要な対策を講ずるものとする
(計画の実績に関する評価)

第十二条 都道府県は、厚生労働省令で定めると

ころにより、都道府県医療費適正化計画の期間の終了日の属する年度の翌年度において、当

該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の

調査及び分析を行い、保険者協議会の意見を聴く

いて、当該計画の実績に関する評価を行うものとする。

都道府県は、前項の評価を行つたときは、厚

生労働省令で定めるところにより、その結果を

公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣は報告するものとする。

の日の属する年度の翌年度において、当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行うとともに、前項の報告を踏まえ、関係都道府県の意見を聴いて、各都道府県における都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の評価を行つたときは、その結果を公表するものとする。
(診療報酬に係る意見の提出等)

第十三条 都道府県は、前条第一項の評価の結果、第九条第二項第二号の目標の達成のために必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対して、健康保険法第七十六条第二項の規定による定め及び同法第八十八条第四項の規定による定め並びに第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び第七十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準(次項及び次条第一項において「診療報酬」という。)に関する意見を提出することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により都道府県から意見が提出されたときは、当該意見に配慮して、診療報酬を定めるよう努めなければならぬ。

(診療報酬の特例)

第十四条 厚生労働大臣は、第十二条第三項の評価の結果、第八条第四項第二号及び各都道府県における第九条第二項第二号の目標を達成し、医療費適正化を推進するために必要があると認めるとときは、一の都道府県の区域内における診療報酬について、地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲内において、他の都道府県の区域内における診療報酬と異なる定めをすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の定めをするに当たつては、あらかじめ、関係都道府県知事に協議するものとする。

(資料提出の協力及び助言等)

第十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第十三条第一項若しくは第五項の進捗状況若しくは同条第二項若しくは第六項の結果を公表し、又は第十二条第一項若しくは第三項の評価を行つたために必要があると認めるときは、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他関係者に対し、必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十一条第一項若しくは第五項の規定により公表した准拠状況、同条第二項若しくは第六項の結果又は第十二条第一項若しくは第三項の評価の結果を踏まえ、保険者後期高齢者医療広域連合又は医療機関に対し、必要な助言又は援助をすることができる。

(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等)

第十六条 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、次に掲げる事項に関する情報(以下「医療保険等関連情報」という。)について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

一 医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況その他の厚生労働省令で定める事項

二 医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況その他の厚生労働省令で定める事項

三 保険者及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働大臣に対し、医療保険等関連情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県、市町村その他厚生労働省令で定める者に対し、医療保険等関連情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

(国民保健の向上のための匿名医療保険等関連情報の利用又は提供)

第十六条の二 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名医療保険等関連情報(医療保険等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる医療保険等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した医療保険等関連情報をいふ。以下同じ。)を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名医療保険等関連情報の提供を受けたことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定められたものをを行うものに提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体
二 保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに 疾病的予防 診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究	
三 民間事業者その他の厚生労働省令で定めるもの	
厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名医療保険等関連情報を健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報及び介護保険法第百八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連続して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。	2
厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名医療保険等関連情報を提供を受ける場合に、当該匿名医療保険等関連情報を提供しようとする場合は、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴なければならない。 (照合等の禁止)	3
第十六条の三 前条第一項の規定により匿名医療保険等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「匿名医療保険等関連情報利用者」という。)は、匿名医療保険等関連情報を取り扱うに当たつては、当該匿名医療保険等関連情報の作成に用いられた医療保険等関連情報に係る本人を識別するために、当該医療保険等関連情報から削除された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいふ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声動作その他の方法を用いて表された一切の事実をいう。)若しくは匿名医療保険等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名医療保険等関連情報を他の情報と照合してはならない。 (消去)	4
第十六条の四 匿名医療保険等関連情報利用者は、提供を受けた匿名医療保険等関連情報を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく当該匿名医療保険等関連情報を消去しなければならない。 (安全管理措置)	5

定期保健指導を受け、その費用を当該他の保険者に支払った場合には、当該加入者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健診又は特定保健指導に要する費用として相当な額を支給する。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、保険者は他の保険者と協議して、当該他の保険者の加入者に係る特定健診又は特定保健指導の費用の請求及び支給の取扱いに關し、別段の定めをすることができる。

第二十七条 保険者は、特定健診等の適切かつ有効な実施を図るために、加入者の資格を取得した者（国民健康保険につきは同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更した被保険者を含む。次項において同じ。）があらざるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健診又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、特定健診等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者の資格を取得した者が後期高齢者医療広域連合の被保険者の資格を有するときは、当該後期高齢者医療広域連合が保存している当該加入者に係る第二百二十五条第一項に規定する健康診査又は保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 保険者は、特定健診等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等（厚生労働省令で定める者を含む。以下この項目及び次項において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健診若しくは特定保健指導に関する記録、第二百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者（後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定め

るところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

（実施の委託）

2 第二十八条 保険者は、特定健診等について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに對し、その実施を委託することができる。この場合において、保険者は、受託者に對し、委託する特定健診等の実施に必要な範囲内において、厚生労働省令で定めるところにより、自らが保存する特定健診又は特定保健指導に関する記録の写しその他必要な情報を提供することができる。

第二十九条 保険者は、第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者に対して特定健診等を実施するに當つては、前期高齢者である加入者の心身の特性を踏まえつつ、介護保険法第一百十五条の四十五第一項及び第二項の規定により地域支援事業を行つた市町村との適切な連携を図るよう留意するとともに、当該特定健診等が効率的に実施されるよう努めるものとする。

2 保険者は、前項に規定するもののほか、特定健診の効率的な実施のために、他の保険者、医療機関その他の関係者との連携に努めなければならない。

第二十九条の二 国民健康保険法第三条第一項の規定により被保険者について、この節の規定による事務を行ふものとする。

第三十条 第二十八条の規定により保険者から定健康診査等の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合には、その役員）若しくはその職員又はこれらの人であつた者は、その実施に關して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第三十一条 第二十八条第一項、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条から第二十五条まで、第二十六条第二項、第二十七条第三項及び第四項並びに第二十八条に規定する厚生労働省令は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保れたものでなければならぬ。

（前期高齢者交付金）
（負担の調整）
第三章 前期高齢者に係る保険者間の費用

（前期高齢者交付金）

2 第三十二条 支払基金は、各保険者（国民健康保険につきは、都道府県。以下この章において同じ。）に係る加入者の数に占める前期高齢者（六十歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後である加入者であつて、七十十五歳に達する日の属する月以前であるものその他生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）の数の割合に係る負担の不均衡を調整するため、政令で定めるところにより、保険者に對して、前期高齢者交付金を交付する。

2 前項の前期高齢者交付金は、第三十六条第一項の規定により支払基金が徴収する前期高齢者納付金をもつて充てる。

第三十三条 前条第一項の規定により各保険者に對して交付される前期高齢者交付金の額は、当該年度の概算前期高齢者交付金の額とする。ただし、前々年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超えるときは、当該年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超えるとらその超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を控除して得た額と同様のものとし、前々年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額が満たないときは、当該年度の概算前期高齢者交付金の額にその満たない額とその満たない額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

2 前項に規定する前期高齢者交付調整金額は、前々年度におけるすべての保険者に係る概算前期高齢者交付金の額と確定前期高齢者交付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各保険者ことに算定される額とする。

第三十四条 前条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 イ 及びロに掲げる額（概算前期高齢者交付金）

イ （1）及び（2）に掲げる額の合計額か（3）に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一に相当する額

第三十五条 第十八条第一項、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条から第二十五条まで、第二十六条第二項、第二十七条第三項及び第四項並びに第二十八条に規定する厚生労働省令は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保れたものでなければならぬ。

（1）当該年度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額
（2）当該年度における当該保険者に係る第三十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を同年度における当該保険者に係る後期高齢者支援金の概算額から同年度における概算報酬調整後調整対象基準額に算定される率を乗じて得た額（以下「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額」という。）

（前期高齢者交付金）

2 第三十六条 第二項の概算調整対象基準額は、当該年度における当該保険者に係る後期高齢者支援金の概算額から同年度における概算報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一に相当する額

（3）当該年度における概算調整対象基準額は、当該年度における当該保険者に係る後期高齢者支援金の概算額から同年度における概算報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一に相当する。

二 被用者保険等保険者以外の保険者 当該年度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額から同年度における概算報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一に相当する。

二 度における当該保険者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額から同年度における概算報酬調整対象基準額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一に相当する。

二 度、当該年度の前年度及び当該年度の前々年度の各年度における当該保険者に係る前期高齢者見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額から同年度における当該保険者に係る前期高齢者見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一に相当する。

二 度、当該年度の前年度及び当該年度の前々年度の各年度における当該保険者に係る前期高齢者見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額から同年度における当該保険者に係る前期高齢者見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一に相当する。

二 度、当該年度の前年度及び当該年度の前々年度の各年度における当該保険者に係る前期高齢者見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額から同年度における当該保険者に係る前期高齢者見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一に相当する。

二 度、当該年度の前年度及び当該年度の前々年度の各年度における当該保険者に係る前期高齢者見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額から同年度における当該保険者に係る前期高齢者見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一に相当する。

二 度、当該年度の前年度及び当該年度の前々年度の各年度における当該保険者に係る前期高齢者見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額から同年度における当該保険者に係る前期高齢者見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一に相当する。

イ
一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

第一項各号の確定調整対象基準額は、当該保険者に係る同項各号の調整対象基準額は、当該保険者に係る後期高齢者支援金の確定額（被用者保険等保険者）にあっては、当該額に確定額に正率を乗じて得た額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額に確定加入者調整率を乗じて得た額とする。

二 全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬額
総額の合計額を全ての被用者保険等保険者に
係る加入者の総数で除して得た額として厚生
労働省令で定めるところにより算定した額

前二項の確定額補正率は、各被用者保険等保
険者に係る第一号に掲げる額から第二号に掲げ
る額を控除して得た額の合計額が第三号に掲げ
る額から第四号に掲げる額を控除して得た額の
合計額に等しくなるよう厚生労働省令で定める
ところにより算定した率とする。

一 前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定
額に確定加入者調整率を乗じて得た額

二 前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確
定期額

三 被用者保険等保険者を被用者保険等保険者
以外の保険者とみなした場合における前期高
齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に確定
加入者調整率を乗じて得た額

四 被用者保険等保険者を被用者保険等保険者
以外の保険者とみなした場合における前期高
齢者に係る後期高齢者支援金の確定額

第三十六条 支払基金は、第百三十九条第一項第一号に掲げる業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から、前期高齢者納付金及び前期高齢者関係事務費拠出金（以下「前期高齢者納付金等」という。）を徴収する。

2 保険者は 前期高齢者納付金等を納付する義務を負う。

（前期高齢者納付金の額）

第三十七条 前条第一項の規定により各保険者が徴収する前期高齢者納付金の額は、当該年度の概算前期高齢者納付金の額とする。ただし、前々年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金の額を超えるときは、当該年度の概算前期高齢者納付金の額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金の額に満たない

イ 一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

ロ 一人平均前期高齢者給付費額

第一項各号の確定調整対象基準額は、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費額、前期高齢者による後期高齢者支援金の確定額（被用者保険等保険者にあつては、当該額に確定額補正率を乗じて得た額）及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額に確定加入者調整率を乗じて得た額とする。

第一項第一号ロの確定報酬調整後調整対象基準額は、当該保険者に係る同項各号の初期調整対象給付費額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額に前々年度における第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た額（第六項第一号において「確定報酬調整率」）（第六項第一号において「確定報酬調整率」）及び確定給付費等補正率を乗じて得た額並びに前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に確定額補正率を乗じて得た額の合計額に確定加入者調整率を乗じて得た額とする。

一 当該保険者に係る標準報酬総額（前条第八項に規定する標準報酬総額をい。次号並びに第一百二十二条第一項第一号イ及びロにおいて同じ。）を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該保険者に係る加入者の数で

6 第四項の確定給付費等補正率は、各被用者保険等保険者に係る第一号に掲げる額の合計額が第二号に掲げる額の合計額に等しくなるよう厚生労働省令で定めるところにより算定した率とする。

一 第一項各号の調整対象給付費額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額に確定報酬調整率及び確定加入者調整率を乗じて得た額

二 第一項各号の調整対象給付費額及び前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の合計額に確定加入者調整率を乗じて得た額

(1) 次に掲げる額の合計額

(2) 当該年度における負担調整前概算前期高齢者納付金相当額

当該年度における当該保険者に係る第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を同年度における当該保険者に係る第百二十条第一項各号の概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額

次に掲げる額の合計額に当該年度の負担調整基準率を乗じて得た額

(1) イに掲げる合計額

(2) 当該年度における当該保険者の給付に要する費用（健康保険法第百七十三条第二項に規定する日雇賃出金の納付に要する費用を含む。次号ロ（2）、次条第一項第一号ロ（2）及び第二号ロ（2）において「保険者の給付に要する費用等」という。）の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

2 た額とする。
前項に規定する前期高齢者納付調整金額は、
前々年度におけるすべての保険者に係る概算前
期高齢者納付金の額と確定前期高齢者納付金の
額との過不足額につき生ずる利子その他の事情
を勘案して厚生労働省令で定めるところにより
各保険者ごとに算定される額とする。
(概算前期高齢者納付金)
第三十八条 前条第一項の概算前期高齢者納付金
の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応
じ、当該各号に定める額とする。
一 概算負担調整基準超過保険者（当該年度に
おける負担調整前概算前期高齢者納付金相当
額が零を超える保険者のうち、イに掲げる合
計額が口に掲げる額を超える者（次号の特別
概算負担調整基準超過保険者を除く。）をい
う。以下この条において同じ。）負担調整前概
算前期高齢者納付金相当額から負担調整対
象見込額（イに掲げる合計額から口に掲げる
額を控除して得た額（当該額が負担調整前概
算前期高齢者納付金相当額を上回るときは、
負担調整前概算前期高齢者納付金相当額とす
る。）をいう。第三項において同じ。）を控除
して得た額と負担調整見込額との合計額

(2) 当該年度における当該保険者の給付に要する費用等の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額、概算負担調整基準超過保険者及び特別概算負担調整基準超過保険者以外の保険者負担調整前概算前期高齢者納付金相当額と負担調整前見込額との合計額、前項各号の負担調整前概算前期高齢者納付金相当額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 口 二
被用者保険等保険者 イ及びロに掲げる額の合計額

イ 第三十四条第一項各号の概算調整対象基準額から、当該保険者に係る同項各号の調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）の三分の一に相当する額
ロ 第三十四条第一項第一号ロの概算報酬調整後調整対象基準額から、当該保険者に係

二特別概算負担調整基準超過保険者（当該年度における負担調整前概算前期高齢者納付金相当額が零を超える保険者のうち、イに掲げる合計額がロに掲げる額を超える者であつて、政令で定めるところにより算定した同年度における当該保険者の財政力の見込みが政令で定める基準に満たないもの）をいう。以下この条において同じ。）負担調整前概算前期高齢者納付金相当額から特別負担調整対象見込額（イに掲げる合計額からロに掲げる額を控除して得た額（当該額が負担調整前概算前期高齢者納付金相当額を上回るときは、負担調整前概算前期高齢者納付金相当額とする。）をいう。第三項において同じ。）を控除して得た額と負担調整見込額との合計額イ 次に掲げる額の合計額（1） 当該年度における負担調整前概算前期高齢者納付金相当額（2） 当該年度における当該保険者に係る第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額を同年度における当該保険者に係る第百二十条第一項各号の概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額

ロ 次に掲げる額の合計額に当該年度の特別負担調整基準率を乗じて得た額

イに掲げる合計額

11 に関する法律(平成六年法律第八十七号)によると、厚生労働省令で定める医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる被保険者を除く。が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合は、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

12 8 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する被保険者に對し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

13 7 前項の規定により被保険者が被保険者証を返還したときは、後期高齢者医療広域連合は、当該被保険者に對し、被保険者資格証明書を交付する。

14 6 後期高齢者医療広域連合は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が滞納していいる保険料を完納したとき、又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該被保険者に對し、被保険者証を交付する。

15 5 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する被保険者に對し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

16 4 前二項の規定により被保険者証の返還を求められた被保険者は、後期高齢者医療広域連合に当該被保険者証を返還しなければならない。

17 3 前項の規定により被保険者が被保険者証を返還したときは、後期高齢者医療広域連合は、当該被保険者に對し、被保険者資格証明書を交付する。

18 2 後期高齢者医療広域連合は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が滞納していいる保険料を完納したとき、又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該被保険者に對し、被保険者証を交付する。

19 1 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十三条の四十六又は第三十条の四十七に規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面による法第二十八条の二の規定による付記がされたとき)に限る。は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。

をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（次条第一項の規定により同項に規定する従前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする者を除く。）であつて、当該病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合（当該院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等をしてている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一 繼続して入院等をしている二以上の病院等のそれぞれに入院等をすることによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（現入院病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの当該他の後期高齢者医療広域連合

二 繼続して入院等をしている二以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をすること（以下この号において「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際に他の後期高齢者医療広域連合（現入院病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の後期高齢者医療広域連合

前二項の規定の適用を受ける被保険者が入院等をしている病院等は、当該病院等の所在する後期高齢者医療広域連合及び当該被保険者に対する後期高齢者医療を行う後期高齢者医療広域連合に、必要な協力をしなければならない。

（国民健康保険法第百十六条の二の規定の適用を受ける者の特例）

該当するに至った日から、その資格を取得する。

二 七十五歳に達したとき。

二 厚生労働省令で定めると、これにより、第五十条第二号の政令で定める程度の障害の状態にある旨の従前住所地後期高齢者医療広域連合の認定を受けたとき。

二 前条の規定は、前項の規定により従前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 後期高齢者医療給付

第一款 通則

(後期高齢者医療給付の種類)

第五十六条 被保険者に係るこの法律による給付(以下「後期高齢者医療給付」という。)は、次のとおりとする。

一 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給

二 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

三 前二号に掲げるもののほか、後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより行う給付

(他の法令による医療に関する給付との調整)

第五十七条 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給は、被保険者の当該疾病又は負傷につき、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付、複数事業労働者療養給付若しくは療養給付、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)、他の法律において準用する場合を含む。)

(昭和四十二年法律第二百二十一号)若しくは同法に基づく条例の規定による療養補償その他政令で定める法令に基づく医療に関する給付を受けることができる場合、介護保険法の規定によつて、それぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われた場合には、行わな

3 後期高齢者医療広域連合は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国保連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。
(不正利得の徴収等)

第五十九条 偽りの不正の行為によつて後期高齢者医療広域連合は、そのあるときは、後期高齢者医療給付を受けた者が、そのからその後期高齢者医療給付の全額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は第七十八条第一項に規定する主治の医師が、後期高齢者医療広域連合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その後期高齢者医療給付が行われたものであるときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医又は主治の医師に対し、後期高齢者医療給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者（健康保険法第八十一条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいふ。以下同じ。）が偽りの不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第七十七条第五項（第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に對し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

（文書の提出等）

第六十条 後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は後期高齢者医療給付を受ける者に對し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができることとする。

（診療録の提出等）

第六十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療給付に関して必要があると認めるとときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者に對し、その行つた診療、薬剤の支給又は手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができることとする。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に係る診療、調剤又は指定訪問看護の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができることとする。

第六十六条の七第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(受給権の保護)

第六十二条 後期高齢者医療給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(租税その他の公課の禁止)

第六十三条 租税その他の公課は、後期高齢者医療給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第二款 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給

第一目 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の支給

(療養の給付)

第六十四条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行ふ。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 处置、手術その他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護(以下「長期入院療養」)を含まないものとする。

「食事療養」という。)を除く。)と併せて行うもの(以下「食事療養」という。)を除く。)と併せて行うもの(以下「生活療養」という。)を除く。)と併せて行うもの(以下「生活療養」という。)

三 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養(他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養(次号の患者申出療養を除く。)として厚生労働大臣が定めるもの(以下「評価療養」という。)

四 高度の医療技術を用いた療養であつて、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「患者申出療養」という。)

五 被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養(以下「選定療養」という。)

被保険者が第一項の給付を受けようとすると

きは、自己の選定する保険医療機関等から、電子資格確認（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者から第七十八条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、後期高齢者医療広域連合に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等による地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報と含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利する方法により、後期高齢者医療広域連合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医

療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であるとの確認を受けることをいう。以下同じ。)その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、被保険者であるとの確認を受け、第一項の給付を受けた場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

4 第二項第四号の申出は、厚生労働大臣が定めるところにより、厚生労働大臣に対し、当該申出に係る療養を行う医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院(保険医療機関であるものに限る)の開設者の意見書その他必要な書類を添えて行うものとする。

5 厚生労働大臣は、第二項第四号の申出を受けた場合は、当該申出について速やかに検討を加え、当該申出に係る療養が同号の評価を行ったことが必要な療養と認められる場合には、当該療養を患者申出療養として定めるものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の規定により第二項第四号の申出に係る療養を患者申出療養として定めることとした場合には、その旨を当該申出を行つた者に速やかに通知するものとする。

7 厚生労働大臣は、第五項の規定により第二項第四号の申出について検討を加え、当該申出に係る療養を患者申出療養として定めることとした場合には、理由を付して、その旨を当該申出を行つた者に速やかに通知するものとする。

(保険医療機関等の責務)

第六十五条 保険医療機関等又は保険医等(健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。)は、第七十一条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準に従い、後期高齢者医療の療養の給付を取り扱う。(厚生労働大臣又は都道府県知事の指導)

第六十六条 保険医療機関等は療養の給付に関し、保険医等は後期高齢者医療の診療又は調剤に關し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の指導をする場合において、必要があると認めたときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

第六十七条 第六十四条第三項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第七十条第二項又是第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならぬ。

1 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合百分の十

2 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合(次号に掲げる場合を除く)百分の二十

3 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が前号の政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合百分の三十

4 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第六十九条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による微収金の例によりこれを処分することができない、又は担当しなければならない。

5 前項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

6 前項の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係るものを、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人(以下「指定法人」という。)に委託することができる。

第六十八条 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

第六十九条 後期高齢者医療広域連合は、災害その他厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に該当するときは、当該連合に委託することができる。

1 厚生労働大臣は、都道府県知事は、前項の規定により委託を受けた国保連合会は、当該委託を受けた審査に關する事務のうちの厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係るものと、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人(以下「指定法人」という。)に委託することができる。

2 第十六條の七第二項及び第六十六条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第十六條の七第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

3 都道府県知事は、保険医療機関等につきこの法律の規定による療養の給付に關し健康保険法第八十二条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医等につきこの法律の規定による診療若しくは調剤に關し健康保険法第八十三条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

（一部負担金）

第六十七条 第六十四条第三項の規定により保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

1 前項の規定にかかると、前項第一号の措置を受けた被保険者は、第六十七条第一項の規定にかかると、前項第一号の規定により算定した額の算定に關する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聽いて定めるものとする。

2 中央社会保険医療協議会は、社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)第二条第一項の規定にかかると、前項の規定により意見を求めるべき事項について審議し、及び文書をもつて答申するほか、同項に規定する事項について、自ら厚生労働大臣に文書をもつて建議することができる。

第七十条 後期高齢者医療広域連合は、療養の給付に関する費用を保険医療機関等に支払うものとし、保険医療機関等が療養の給付に關し後期高齢者医療広域連合に請求することができる費用の額は、次条第一項の療養の給付に要する費用の算定に関する基準により算定した療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に關して当該保険医療機関等に支払われるべき一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 後期高齢者医療広域連合は、都道府県知事の認可を受け、保険医療機関等との契約により、当該保険医療機関等において行われる療養の給付に関する前項の療養の給付に要する費用について、別段の定めをすることができる。

3 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等から療養の給付に要する費用の請求があつたときは、後期高齢者医療広域連合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定により、同項の規定により算定される額の範囲内に認め、別段の定めをすることができる。

4 後期高齢者医療広域連合は、保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定により、同項の規定により算定される額の範囲内に認め、別段の定めをすることができる。

5 前項の規定による委託を受けた国保連合会は、当該委託を受けた審査に關する事務のうちの厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係るものと、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人(以下「指定法人」という。)に委託することができる。

6 前項の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係る事務の委託を受けた指

<p>(国庫負担金の減額)</p> <p>第九十四条 後期高齢者医療広域連合が確保すべき収入を不适当に確保しなかつた場合においては、国は、政令で定めるところにより、前条の規定により当該後期高齢者医療広域連合に対して負担すべき額を減額することができる。</p> <p>2 前項の規定により減額する額は、不适当に確保しなかつた額を超えることができない。</p> <p>(調整交付金)</p>
<p>第九十五条 国は、後期高齢者医療の財政を調整するため、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して調整交付金を交付する。</p> <p>2 前項の規定による調整交付金の総額は、負担対象総額の見込額の総額の十二分の一に相当する。</p> <p>(都道府県の負担)</p>
<p>第九十六条 都道府県は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、負担対象総額の十二分の一に相当する額を負担する。</p> <p>2 都道府県は、前項に掲げるもののほか、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を負担する。</p> <p>(都道府県の負担金の減額)</p>
<p>第九十七条 後期高齢者医療広域連合が確保すべき収入を不适当に確保しなかつた場合においては、国が第九十四条の規定により負担すべき額を減額したときは、都道府県は、政令で定めるところにより、前条の規定により当該後期高齢者医療広域連合に対して負担すべき額を減額することができる。</p> <p>2 前項の規定により減額する額は、不适当に確保しなかつた額を超えることができない。</p> <p>(市町村の一般会計における負担)</p>
<p>2 市町村は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、その一般会計において、負担対象総額の十二分の一に相当する額を負担する。</p> <p>(市町村の特別会計への繰入れ等)</p>

<p>2 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、第五十二条各号のいずれかに該当するに至つた日の前日において健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む)又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者であつた被保險者について、同条各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後二年を経過するまでの間に限り、条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき保険料を減額した場合における当該減額した額の総額を基礎とし、後期高齢者医療の財政の状況その他的事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならない。</p> <p>3 都道府県は、政令で定めるところにより、前二項の規定による繰入金の四分の三に相当する額を負担する。</p> <p>(後期高齢者交付金)</p>
<p>3 都道府県は、政令で定めるところにより、前二項の規定による繰入金の四分の三に相当する額を負担する。</p> <p>(後期高齢者交付金)</p>
<p>第一百条 後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する特別会計において負担する費用のうち、負担対象額に一から後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額並びに特定費用の額に一から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額(以下この節において「保険納付対象額」という。)に負担対象拠出金額に一から後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額並びに特定費用の額に一から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額(以下この節において「保険納付対象額」という。)に負担対象拠出金額に一から後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額並びに特定費用の額に一から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額(以下この節において「保険納付対象額」という。)に負担対象拠出金額を加えて得た額(第二百二十一条第一項において「保険納付対象額」といいう。)については、政令で定めるところにより、支払基金が後期高齢者医療広域連合に対する後期高齢者医療金をもつて充てる。</p> <p>2 前項の後期高齢者負担率は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数を第三号に掲げる数で除して得た率を基礎として、二年ごとに政令で定める。</p> <p>1 二分の一に、当該年度における療養の給付等に要する費用の額に対する特定費用の額の二分の一に相当する率を加えて得た数</p>
<p>2 前項の後期高齢者負担率は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数を第三号に掲げる数で除して得た率を基礎として、二年ごとに政令で定める。</p> <p>1 二分の一に、当該年度における療養の給付等に要する費用の額に対する特定費用の額の二分の一に相当する率を加えて得た数</p>

<p>2 前項の後期高齢者負担率は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数を第三号に掲げる数で除して得た率を基礎として、二年ごとに政令で定める。</p> <p>1 二分の一に、当該年度における療養の給付等に要する費用の額に対する特定費用の額の二分の一に相当する率を加えて得た数</p>
<p>第一百一条 厚生労働大臣は、後期高齢者医療広域連合が確保すべき収入を不适当に確保しなかつた場合又は後期高齢者医療広域連合が支出すべき金額を減額することを命ずることができる。</p> <p>(後期高齢者交付金の減額)</p>
<p>第一百二条 厚生労働大臣は、後期高齢者医療広域連合に對して交付する同項の後期高齢者交付金の額を減額することを命ずることができる。</p> <p>(後期高齢者交付金)</p>
<p>第一百三条 都道府県から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額(以下この節において「保険納付対象額」という。)に負担対象拠出金額に一から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額並びに特定費用の額に一から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額(以下この節において「保険納付対象額」という。)に負担対象拠出金額を加えて得た額(第二百二十一条第一項において「保険納付対象額」といいう。)については、政令で定めるところにより、支払基金が後期高齢者医療広域連合に対する後期高齢者医療金をもつて充てる。</p> <p>2 前項の後期高齢者負担率は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数を第三号に掲げる数で除して得た率を基礎として、二年ごとに政令で定める。</p> <p>1 二分の一に、当該年度における療養の給付等に要する費用の額に対する特定費用の額の二分の一に相当する率を加えて得た数</p>

<p>2 前項の後期高齢者負担率は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数を第三号に掲げる数で除して得た率を基礎として、二年ごとに政令で定める。</p> <p>1 二分の一に、当該年度における療養の給付等に要する費用の額に対する特定費用の額の二分の一に相当する率を加えて得た数</p>
<p>第一百四条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用(財政安定化基金拠出金、第二百一十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等(第三項及び第二百一十六条第二項において「流行初期医療確保拠出金等」という。)の納付金)</p>
<p>第一百五条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用(財政安定化基金拠出金、第二百一十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等(第三項及び第二百一十六条第二項において「流行初期医療確保拠出金等」という。)の納付金)</p>
<p>第一百六条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。</p> <p>(保険料)</p>
<p>第一百七条 市町村による第二百四条の保険料の徴収について、特別徴収(市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者(政令で定める者を除く。)から老齢等年金給付の支払をする者(以下「年金保険者」という。)に保険料を徴収させ、か</p>

つ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。)の方法による場合を除くほか、普通徴収(市町村が、保険料を課せられた被保険者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に対し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の規定により納入の通知をすることによつて保険料を徴収することをいう。以下同じ。)の方法によらなければならぬ。

前項の老齢等年金給付は、国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれら年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。

(普通徴収に係る保険料の納付義務)

第一百八条 被保険者は、市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合においては、当該保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、市町村が当該世帯に属する被保険者の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において、当該保険料を連帶して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、市町村が被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において、当該保険料を連帶して納付する義務を負う。

(普通徴収に係る保険料の納付期)

第一百九条 普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期は、市町村の条例で定める。

(介護保険法の準用)

第一百十条 介護保険法(昭和三十四年法律第一号の二までの規定は、第二百七条の規定により行う保険料の特別徴収について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(保険料の減免等))

第二款 財政安定化基金

第一百六条 都道府県は、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため財政安定化基金を設け、基金事業対象費用額に不足するとき(以下「見込まれる額」という)の償還に要する費用の額に充てられる。

一 実績保険料収納額が予定保険料収納額に足りると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足するとき(以下「見込まれる額」という)の償還に要する費用の額に充てられる。

(後期高齢者医療広域連合に対する政令で定めるところにより、イに掲げる額(イに掲げる額が口に掲げる額を超えるときは、口に掲げる額の二分の一に相当する額を基礎として、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額を)

二 実績保険料収納額が予定保険料収納額に足りないと見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足するとき(以下「見込まれる額」という)の償還に要する費用の額に充てられる。

三 基金事業対象収入額が後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する特別会計における費用に充てるため、政令で定めるところにより算定した額を)

(地方税法の準用)

第一百十二条 保険料その他この章の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)については、地方税法

(昭和二十五年法律第二百二十六号)第九条、第十三条の二、第二十条、第二十条の二及び第二十条の四の規定を準用する。

(滞納処分)

第一百十三条 市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他この章の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二年法律第三百三十一条の三第三項に規定する法律)で定める歳入とする。

(保険料の徴収の委託)

第一百十四条 市町村は、普通徴収の方法によつて徴収する保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、地方自治法(昭和二十四年法律第二百四十三条规定の二第一項の規定により指定する者に委託することができる。

(条例等への委任)

第一百十五条 この款に規定するもののほか、保険料の賦課額その他保険料の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従つて後期高齢者医療広域連合において特定期間(平成二十一年度を初年度とする同年度以降の二年度ごとの期間をいう。以下この項において同じ。)中に当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村における事業

前項における用語のうち次の各号に掲げるものの意義は、当該各号に定めるところによる。一 予定保険料収納額 後期高齢者医療広域連合において特定期間(平成二十一年度を初年度とする同年度以降の二年度ごとの期間をいう。以下この項において同じ。)中に当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村において特定期間中に療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、次条第一項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額。

二 予定保険料収納額 後期高齢者医療広域連合において特定期間中に療養の給付等に要した費用の額として政令で定めたところにより算定した額。

三 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

四 基金事業交付額 後期高齢者医療広域連合において特定期間中に前項第一号の規定により交付を受けた額。

五 基金事業交付額 後期高齢者医療広域連合において特定期間中に前項第一号の規定により交付を受けた額。

六 国は、政令で定めるところにより、前項の規定により後期高齢者医療広域連合から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

七 財政安定化基金から生ずる収入は、全て財政

イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額

ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

一 合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に定めることにより算定した額

二 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

三 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

四 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

五 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

六 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

七 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額

ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

一 合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に定めることにより算定した額

二 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

三 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

四 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

五 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

六 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

七 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額

ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

一 合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に定めることにより算定した額

二 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

三 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

四 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

五 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

六 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

七 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額

ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

一 合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に定めることにより算定した額

二 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

三 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

四 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

五 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

六 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

七 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額

ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

一 合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に定めることにより算定した額

二 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

三 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

四 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

五 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

六 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

七 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額

ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

一 合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に定めることにより算定した額

二 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

三 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

四 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

五 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

六 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

七 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額

ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

一 合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に定めることにより算定した額

二 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

三 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

四 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

五 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

六 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

七 二項の規定による拠出金及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めたところにより算定した額

を受けた者（以下「受託者」という。）について、高齢者医療制度関係業務に關し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徵し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しても、当該受託業務の範囲内に限る。

第十六条の七第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

都道府県知事は、支払基金につき高齢者医療制度関係業務に関し社会保険診療報酬支払基金法第二十九条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は支払基金の理事長、理事若しくは監事につき高齢者医療制度関係業務に関し同法第十一一条第二項若しくは第三項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

（社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例）

第一百五十三条 第一百一条第一項に規定する命令は、社会保険診療報酬支払基金法第十一一条第二項及び第三項の規定の適用については、同法第二十九条に規定する命令とみなし、高齢者医療制度関係業務は、同法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

（審査請求）

2 国保連合会は、前項に規定する業務のほか、後期高齢者医療の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第五十八条第三項の規定により後期高齢者

並びに高齢者の日常生活上の便宜を図るために用具及び機能訓練のための用具のうち、疾病負傷等により心身の機能が低下している者に使用させることを目的とするものの研究開発の推進に努めなければならない。

二 前号に掲げるもののほか、後期高齢者医療の円滑な運営に資する事業

(議決権の特例)

第一百五十六条 国保連合会が前条の規定により行う業務（以下「高齢者医療関係業務」という。）については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもつて議決権に関する特別の定めをすることができる。

(区分経理)

第一百五十七条 国保連合会は、高齢者医療関係業務に係る経理については、その他の経理と区別して整理しなければならない。

第七章 雜則

(保険者協議会)

第一百五十七条の二 保険者及び後期高齢者医療広域連合は、共同して、加入者の高齢期における健康の保持及び医療費適正化のために必要な事業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力のため、都道府県ごとに、保険者協議会を組織する。

2 前項の保険者協議会は、次に掲げる業務を行う。

一 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整

二 保険者に対する必要な助言又は援助

三 医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析

四 都道府県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析

3 厚生労働大臣は、保険者協議会が前項各号に掲げる業務を円滑に行うため必要な支援を行うものとする。

(研究開発の推進)

第一百五十八条 国は、高齢者保健事業及び第百二十五条第五項に規定する事業の健全かつ円滑な実施を確保するため、高齢者の心身の特性に応じた看護その他の医療、機能訓練等の研究開発

並びに高齢者の日常生活上の便宜を図るために用具及び機能訓練のための用具のうち、疾病負傷等により心身の機能が低下している者に使用させることを目的とするものの研究開発の推進に努めなければならない。

第一百五十九条 保険料その他のこの法律の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
(時効)

第一百六十条 保険料その他のこの法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び後期高齢者医療給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、時効の更新の効力を生ずる。

(賦課決定の期間制限)

第一百六十一条の一 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期(この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付しなれば納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができないこととなつた場合においては、当該保険料を課することができます)の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

2 保険料の賦課決定をした後に、被保険者の責めに帰することのできない事由によって被保険者者に関する医療保険各法(国民健康保険法を除く。)との間における適用関係の調整をすることが判明した場合における保険料の額を減らすさせる賦課決定は、前項の規定にかかわらず当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して二年を経過した日以後であつても、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して調整に必要と認められる期間に相当する期間を経過する日まですることができる。

(期間の計算)

第一百六十二条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(被保険者番号等の利用制限等)

業に関連する事務の遂行のため被保険者番号（保険者番号）（厚生労働大臣が後期高齢者医療広域連合の事業において後期高齢者医療広域連合を識別するための番号として、後期高齢者医療広域連合ごとに定めるもの）及び被保険者番号

条の規定により通知を受けた後期高齢者医療広域連合その他の利害関係人に係る場合を除く。)。二 被保険者又は被保険者であつた者が、第六十一条第二項の規定により報告を命ぜられ、正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

三 正當な理由がなく第六十一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

四 正當な理由がなく第六十一条の二の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第一百六十九条の三 法人（法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第六十七条の二、第六十七条の三、第六十八条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

五 人格のない社団等について前項の規定のある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第一百七十条 支払基金の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第百四十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

2 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第六十一条第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由が

なくこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第一百七一条 後期高齢者医療広域連合は、条例で、被保険者が第五十四条第一項の規定による届出をしないとき（同条第二項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 後期高齢者医療広域連合は、条例で、第五十四条第四項又は第五項の規定により被保険者（後期高齢者医療広域連合は、条例で、第五十一条第二項、附則第三十一条及び附則第四条第三十二条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十萬円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 後期高齢者医療広域連合は、条例で、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由がなく第六十一条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十萬円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第二条 都道府県は、政令で定める日までの間、当該都道府県における医療費適正化を推進するため、当該都道府県の区域内にある保険医療機関（医療法人その他の厚生労働省令で定める者が開設するものに限る。）に対し、当該保険医療機関ある病院又は診療所の開設者が行う病床の転換（医療法第七条第二項各号に掲げる病床の種別のうち厚生労働省令で定めるものの病床数を減少させるとともに、介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院その他の厚生労働省令で定める施設について新設又は増設により、病床の減少数に相当する数の範囲において入所定員を増加させることをいう。以下同じ。）に要する費用を助成する事業（以下「病床転換成事業」という。）を行うものとする。（病床転換成事業の費用の額の決定）

第三条 都道府県知事は、病床転換成事業に要する費用の額を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による協議をするに際しては、各都道府県における病床転換成事業に要する費用の額の総額が、当該年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の療養給付等に要する費用の額の予想額の総額に整するものとする。

第八条 前条第一項の規定により各保険者から徴収する病床転換支援金の額は、当該年度における病床転換成事業に要する費用の二十七分の十二に相当する額を、厚生労働省令で定めることにより算定した当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額とする。（病床転換成関係事務費拠出金の額）

第九条 附則第七条第一項の規定により各保険者から徴収する病床転換成関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における附則第十一条第一項に規定する支払基金の業務に関する事務の処理に要する費

なくこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五章、第八十四条、第八十七条第二項、附則第三十一条及び附則第四条第三十二条の規定（附則第三十一条の規定による社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の改正規定を除く。）は公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二章、第三十条（中央社会保険医療協議会に関する部分に限る。）及び附則第三十一条から附則第四十一条までの規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 都道府県は、病床転換成事業に要する費用及び当該事業に関する事務の執行に要する費用を支弁する。（費用の交付金）

第五条 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、病床転換成事業に要する費用の額の二十七分の十に相当する額を交付する。（病床転換成交付金）

第六条 都道府県が附則第四条の規定により支弁する費用の二十七分の十二に相当する額については、政令で定めるところにより、支払基金が当該都道府県に対して交付する病床転換成交付金をもつて充てる。

第七条 前項の病床転換成交付金は、次条第一項の規定により支払基金が徴収する病床転換支援金をもつて充てる。（病床転換支援金の徴収及び納付義務）

第八条 支払基金は、附則第十二条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者（国民健康保険にあつては、都道府県。附則第九条の二第四項を除き、以下同じ。）から病床転換支援金及び病床転換成関係事務費拠出金（以下「病床転換支援金等」という。）を徴収する。

用の見込額を基礎として、各保険者に係る加入者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。
(支払基金の納付等)

第九条の二 支払基金は、政令で定める年度（以下この条において「対象年度」という。）の翌年度の末日までの間に、厚生労働大臣が、支払基金が平成二十年度から対象年度までが、支払基金が平成二十年度から対象年度までの間（以下この条において「対象期間」という。）において附則第七条第一項の規定により保険者から徴収した病床転換支援金等の額（以下この条において「病床転換支援金等徴収額」という。）から対象期間において附則第十一条第一項に規定する業務に要した費用の額を控除して得た額（第三項において「国庫納付等算定対象額」という。）の範囲内において、対象期間における健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての補助金並びに国民健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての国庫負担金、調整交付金及び補助金の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合並びに病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が国庫に納付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を国庫に納付しなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により支払基金が国庫に納付すべき額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

4 支払基金は、対象年度の翌年度の末日までの間ににおいて、厚生労働大臣が、国庫納付等算定対象額の範囲内において、対象期間における国民健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての都道府県調整交付金の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合及び病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が都道府県に交付したときは、政令で定めるところにより、当該額を都道府県に交付しなければならない。

除して得た額の範囲内において、対象期間における各保険者（国民健康保険にあつては、市町村。以下この項において同じ。）の負担の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合（以下この条において「対象年度」という。）及び病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が各保険者に対し交付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を各保険者に交付しなければならない。
(準用)
第十一条 第四十四条、第四十五条第一項（第百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかるらず、各年の延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。
(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の定める。
(病床転換助成事業に係る支払基金の業務)
第十二条 支払基金は、第百三十九条第一項に掲げる業務のほか、保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。
2 第五章（第百三十九条第一項、第百四十条及び第百四十二条第二項を除く。）、第百六十八条第一項（同項第一号を除く。）及び第二項並びに第百七十条第一項の規定は、病床転換助成事業に係る支払基金の業務について準用する。この場合において、必要な技術的説替えは、政令で定める。
(厚生労働省令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、病床転換助成事業に必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定の特例)

第十三条 附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定の適用については、第三十四条第一項第一号イ（2）、第三十五条第一項第一号イ（2）、第三十八条第一項第一号イ（2）及び第二号イ（2）並びに第三十九条第一項第一号イ（2）及び第二号イ（2）中「除して得た額」とあるのは、「除して得た額及び附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額の合計額」とする。

（延滞金の割合の特例）

第十三条の二 第四十五条第一項（第百二十四条の八及び附則第十条において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかるらず、各年の延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。
(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の定める。
(病床転換助成事業に係る支払基金の業務)
第十三条の三 指定介護老人福祉施設（介護保法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）に入所することにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該指定介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められたと認められるものは、当該指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により同法第八条第二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設（同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行なう事業所に係る同法第四十二条の二第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」という。）となつた場合においても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている間は、第五十条の規定にかかるらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行なう後期高齢者医療の被保険者となる。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設（以下この条において「変更前介護老人福祉施設」といいう。）を含む「以上の病院等（第五十五条第一条の二の規定の適用については、第三十四条第一項第一号イ（2）、第三十五条第一項第一号イ（2）、第三十八条第一項第一号イ（2）及び第二号イ（2）中「除して得た額」とあるのは、「除して得た額及び附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額の合計額」とする。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設

に入所をする直前に入院等をしていた病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。
2 特定継続入院等をしていた二以上の病院等のそれぞれに入院等することによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められたと認められる被保険者であつて、当該他の後期高齢者医療広域連合（当該他の後期高齢者医療広域連合のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等すること（以下この号において「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の後期高齢者医療広域連合（変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの（当該他の後期高齢者医療広域連合（変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの）に該当するに至つた日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、条例」とあるのは、「条例」とする。

(市町村の特別会計への繰入れ等の特例)
第十三条の四 当分の間、第九十九条第二項の規定の適用については、同項各号に掲げては、変更後地域密着型介護老人福祉施設を病院等とみなして、第五十五条の規定を適用する。
(市町村の特別会計への繰入れ等の特例)

(財政安定化基金の特例)
第十四条 都道府県は、当分の間、第一百六十六条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。
(令和六年度及び令和七年度の出産育児支援金の額の算定の特例)
第十五条 令和六年度及び令和七年度においては、第一百一十四条の三第一項中「額に」とあるのは、「額の二分の一に相当する額に」とする。

この法律は、公布の日から施行する。
第三条 第二十二条（結核予防法附則第八項の改正規定を除く。）及び第二十八条の規定による改正後の法律の規定は、昭和六十一年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（当該国の補助に係る都道府県の補助を含む。以下同じ。）について適用し、昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

適用し、昭和六十年度以前の年度の概算医療費拠出金の額の算定については、なお従前の例によつる。

第二昭和六十年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。

第四条 昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 旧老健法の規定に基づき算定された昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額の十二分の十に相当する額

二 次に掲げる額の合計額の一分の七に相当する額

第五条 昭和六十一年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が昭和六十一年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日前に行われた医療（医療費の支給を含む。）に要する費用の額にそれぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額

イ 一から〇に規定する加入者比率を空余

附 則	(昭和五八年一二月三日法律第八二号) 抄
第一条	この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。
附 則	(昭和五九年八月一四日法律第七七号) 抄 (施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (その他の経過措置の政令への委任)
第六十三条	この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則	(昭和六〇年五月一日法律第三四四号) 抄 (施行期日)
第一条	この法律は、昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
附 則	(昭和六一年五月八日法律第四六六号) 抄

同法第三章の次に一章を加える改正規定（同法第四十六条の人第五項から第七項までの規定に係る部分に限る。）並びに第六条の規定並びに附則第四条第二項、第十二条及び第十三条の規定 公布の日

二 第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条までで、第三十一条及び第三十五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（医療費に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る第一条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

（医療費拠出金等に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の老人保健法（以下「新老健法」という。）第五十四条第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度の医療費拠出金の額の算定について

保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（ハにおいて「調整対象外医療費見込額」という。）を除く。）の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

ハ 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の八十を乗じて得た額

前項第二号ロの政令を定めるに当たつては厚生大臣は、あらかじめ老人保健審議会の意旨を聽かなければならない。

第十六条 昭和六十二年度から昭和六十四年度までの各年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかるらず、次の各
ハ 当該保険者に係る調整対象外医療費額に
百%の八十を乗じて得た額
ハ 当該保険者に係る調整対象外医療費額に
百%の八十を乗じて得た額
ハ 第一項第二号ロの政令で定める率を超える
保険者にあつては、平均一人当たり老人医
療費額に当該政令で定める率を乗じて得た
額を超える部分として厚生省令で定めると
ころにより算定される額（ハにおいて「調
整対象外医療費額」という。）を除く。の
百分の八十に相当する額に昭和六十一年度
に係る新老健法第五十六条第二項の確定加
入者調整率を乗じて得た額

(その他の経過措置の政令への委任)
第六十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和六〇年五月一日法律第三四二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(医療費に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る第一条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による医療費の額については、なお従前の例による。（医療費拠出金等に関する経過措置）
第三条 第一条の規定による改正後の老人保健法（以下「新老健法」という。）第五十四条第一項

て厚生省令で定めるところにより算定される額（ハにおいて「調整対象外医療費見込額」という。）を除く。）の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額
ハ 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の八十を乗じて得た額
前項第二号ロの政令を定めるに当たつては

第六条 昭和六十年度から昭和六十四年度まで
の間に生じた被保険者の年金額は、新老き云
ふる者に係る調整対象外医療費額に
百の八十を乗じて得た額

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
附 則（昭和六十一年五月八日法律第四六号）抄

第三条 第一条の規定による改正後の老人保健法（以下「新老健法」という。）第五十四条第一項ただし書き及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度の医療費拠出金の額の算定について

額に百分の八十を乗じて得た額
前項第二号ロの政令を定めるに当たつては
厚生大臣は、あらかじめ老人保健審議会の意旨
を聴かなければならぬ。

第六条 昭和六十二年度から昭和六十四年度までの各年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかるらず、次の各

号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

市町村が当該各年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額（次号において「老人医療費見込額」という。）に百分の十を乗じて得た額。

二 老人医療費見込額（当該各年度における当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額を当該各年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、当該各年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者にあつては平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（次号において「調整対象外医療費見込額」という。）を除く。）の百分の九十に相当する額に当該各年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

三 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の九十を乗じて得た額

前項第二号の政令を定めるに当たつては、厚生大臣は、あらかじめ老人保健審議会の意見を聴かなければならない。

第七条 昭和六十二年度から昭和六十四年度までの各年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が当該各年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の額（次号において「老人医療費額」という。）に百分の十を乗じて得た額

二 老人医療費額（当該各年度における当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額を当該各年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額である（以下この号において「平均一人当たり老人医療費額」という。）で除して得た率が、前条第一項第二号の政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（次号において「調整対象外医療費額」という。）を除く。）の百分の九十に相当する額に当該各年度に係る新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額

第九条 第一号に掲げる額（以下この項において「概算拠出金相当額」という。）から第二号に掲げる額を控除した額（以下この項において「増加額」という。）が著しく多額になると見込まれる保険者として厚生省令で定める要件に該当する保険者に係る昭和六十二年度の概算医療費拠出金の額は、附則第六条の規定にかかわらず、当該保険者に係る概算拠出金相当額から、厚生省令で定めるところにより当該保険者に係る増加額の一部を控除した額とする。

一 附則第六条の規定に基づき算定される当該保険者に係る昭和六十二年度の概算医療費拠出金の額に相当する額

二 次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額

イ 市町村が昭和六十二年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額（口において「昭和六十二年度老人医療費見込額」という。）にそれぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額の十二分の十に相当する額

(1) 一から(2)に規定する加入者按分率を控除して得た率

(2) 昭和六十一年度に係る旧老健法第五十五条第一項第一号の加入者按分率に昭和六十二年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た率

ロ 次に掲げる額の合計額の十二分の二に相当する額

(1) 昭和六十二年度老人医療費見込額に百分の二十を乗じて得た額

(2) 昭和六十二年度老人医療費見込額（当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの昭和六十二年度老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの昭和六十二年度老人医療費見込額の平均額と

して厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。）を除して得た率が、昭和六十二年度に係る附則第六条第一項第二号の政令で定めた率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（（3）において「調整対象外医療費見込額」（以下この号において「概算医療費見込額」という。）を除く。）の百分八十に相当する額に昭和六十二年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

（3）当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分八十を乗じて得た額

前項の規定は、昭和六十二年度の確定医療費拠出金について準用する。この場合において、同項中「概算拠出金相当額」とあるのは「確定拠出金相当額」と、「多額になる」と見込まれるとあるのは「多額であつた」と、「概算医療費拠出金」とあるのは「確定医療費拠出金」と、「附則第六条の」とあるのは「附則第七条の」と、「支弁する」とあるのは「支弁した」と、「費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額」とあるのは「費用の額」と、「昭和六十二年度老人医療費見込額」とあるのは「昭和六十二年度老人医療費額」と、「新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率」とあるのは「新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率」と、「平均一人当たり老人医療費見込額」とあるのは「平均一人当たり老人医療費額」と、「調整対象外医療費見込額」とあるのは「調整対象外医療費額」と読み替えるものとする。

第十一条 前二条の規定の適用がある保険者以外の保険者に係る概算医療費拠出金の額又は確定医療費拠出金の額の算定に関し、前二条の措置に伴い必要な附則第四条若しくは第五条又は附則第六条若しくは第七条の規定の特例その他の事項は、政令で定める。

（昭和六十一年度の拠出金の額の変更等）

第十二条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、各保険者が昭和六十一年度に納付すべき拠出金

2 の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(老人保健施設の試行的実施)

く。以下同じ。」の施行前に、第四条の規定による改正後の老人保健法第六条第四項に規定する老人保健施設を経営する事業を試行的に実施する限りにおいて、医療法の規定にかかわらず、同項の老人保健施設に相当する施設を開設することができる。

(国会に対する報告) **第十三條** 厚生大臣は、第四条の規定の施行に際しては、前条の規定による老健施設と整備

する事業の試行的実施の状況及び老人保健施設の運営等に関する基本的事項について、国会に報告しなければならない。

三 第二条の規定（前号に掲げるものを除く。）、第四条及び第六条の規定、第九条中社会福祉事業法第十三条、第十七条及び第二十条の改正規定並びに第十条の規定並びに附則第七条、第十一条及び第二十三条の規定、附則第十二条の改正規定並びに附則第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十六条の規定を平成五年四月一日定めることとする。

（罰則に関する経過措置）

第二十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成三年一〇月四日法律第八九抄)

第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行
(施行期日)

年度までの間に保険者の拠出金の算定方法その他この法律による改正に係る事項に関する検討を行ひ、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

ハ、十四条の二の改正規定並びに附則第十二条、第十四条及び第十五条の規定 公布の日

二 第一条中老人保健法の目次の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第六条に一項を加

える改正規定、同法第七条の改正規定（及び第四十六条の人第六項）を「第四十六条の二第三項、第四十六キの八第六項及び

第十六條 政府は、第四条の規定の施行後適當なものは、同号の一部負担金の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

次に一条を加える改正規定、同法第二十条、第三十三条及び第三十四条の改正規定、同法第三章中第四節の次に二節を加える改正規

定、同法第三章の二の章名の改正規定、同法第三章の二中第四十六条の六の前に節名を付

(施行期日) 号抄

第一条 この法律は平成三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二十一條第一項たゞし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの（痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの）をもつて政令で定めるもの（以下この項において「看護強化病床」という。）について受け取る第十七条第四号に掲げる給付（当該給付に伴う同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付を含む。）に限る。）、特定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給（以下「老人保健施設療養費等」という。）を除く。）を加える部分のうち、「痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの（以下この項において「看護強化病床」という。）に係る部分（附則第七条において「老健法第四十八条改正規定中痴呆性老人部分」という。）及び老人訪問看護療養費の支給に係る部分（及び第四十六条の二第九項）を、「第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項」に改める部分並びに「第十四条の二第十項」の下に「（第四十六条の五の三において準用する場合を含む。）を加える部分に限る。」、同法第五十二条の改正規定（並びに）を「及び」に改める部分に限る。）並びに同法第五十七条、第八十二条及び第八十六条の改正規定、第二条の規定、第三条の規定（健康保険法附則に一条を加える改正規定を除く。）第四条の規定（船員保険法附則に二項を加える改正規定を除く。）並びに第五条の規定（国民健康保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第十六条の規定（国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第九条の次に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第十七条の規定（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）附則第十七条の次に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第十九条及び第二十条の規定 平成四年四月一日

の負担能力等を考慮して過大な負担になるおそれがある生ずる場合においては、一部負担金の額の改定措置の在り方に於いて総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとする。

前項に規定するもののほか、老人保健法による老人保健制度については、老人保健制度の目的を踏まえ、この法律の施行後の老人保健制度の実施状況、老人医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、給付及び費用の負担の在り方に於いて検討が加えられるべきものとする。

第三条 政府は、老人の心身の特性に応じた適切な医療が行われるよう、老人が老人保健法第二

十五条第三項に規定する保険医療機関等及び同法第六条第四項に規定する老人保健施設について受ける医療その他のサービスの質に関する評価方法の研究に努めるとともに、同法第二十五条の規定により行われる医療に要する費用の額の包括的な算定等当該費用の額の算定の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要

第四条 政府は、病院又は診療所において行われる付添看護その他の看護に関し、老人がその心身の特性に応じこれらの看護とその他の医療を一體的な管理の下に適切に受けることができるように、必要な施策の推進に努めるものとする。
(一部負担金に関する経過措置)
(一)去津の施行日(以下「施行日」と)
の措置を講ずるものとする。

第五条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から平成五年三月三十一日までの間は、

新老健法第二十八条第一項第一号中「千円（次
条第一項の規定により当該一部負担金の額が改

定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。」とあるのは「上回り」、「同項第二号」「二百四百六十万」

「九百円」と同項第一号中「七百円」(次第第三項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後当該一部負担金の額とする。)とあるのは「六

第六条 「百円」とする。
(医療費に関する経過措置)

は手当に係る第一条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定に

2 よる医療費の額については、なお従前の例による。
2 一施行日は、平成五十三年三月三十一日午後二時三十分間。

2 旅行日から平成五年三月三十一日までの間に
行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る新老
健法の規定による医療費の額については、新老

(検討)

第六十六条 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に関する検討が加えられるべきものとする。

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この他の経過措置の政令への委任)この附則に規定するもののほか、この他の経過措置は、政令で定める法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年七月一日法律第八四号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定(又は保健所を設置する市)を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。)は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)
第十三條 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及

び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれとの法律の規定によりされた許可等の処分

その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれとの法律の規定によりされてい

る許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれとの法律の適用については、附則第五条から第十三条までの規定又は改正後のそれとの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれとの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において從前の例によることとされ

る場合におけるこの法律の施行後にして行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この他の経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成七年三月三一日法律第五三号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

(交付金に関する経過措置)
第四條 削除

(第三条の規定による改正後の老人保健法(以下「新老健法」という。)第四十八条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる新老健法の規定による医療(医療費の支給を含む。)、入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。)及び特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われた第三条の規定による改正前の老人保健法の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)
第十三條 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及

び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれとの法律の規定によりされた許可等の処分

その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれとの法律の規定によりされてい

る許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれとの法律の適用については、附則第五条から第十三条までの規定又は改正後のそれとの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれとの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この他の経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(第六条の例による。
(加入者調整率に関する特例)
第六条 平成六年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。

(平成六年度以前の年度の医療費拠出金に関する経過措置)
第七條 平成七年度の新老健法第五十五条第三項に規定する概算加入者調整率については、同項中「上限割合(当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)を超えるときは上限割合」とあるのは「百分の二十二」を超えるときは「百分の二十二」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・四」と、同条第四項中「第一項第一号イ及び前項」とあるのは「第一項第一号イ」とし、同年度の新老健法

第五十六条第三項に規定する確定加入者調整率については、同項中「前々年度における上限割合を超えるときは当該上限割合」とあるのは「百分の一・十二を超えるときは百分の二十二」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・四」とする。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)
第八条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る老人保健法の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

(第二号中「千二百円(次条第二項の規定により五条第三項に規定する概算加入者調整率については、同項中「当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)」とあるのは「各医療保険の運営の状況等を勘案し、年の二十四以上百分の二十六以下において各年度ごとに政令で定める割合をいう。以下この項及び国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第五十三号)附則第七条第二項の規定により読み替えて適用される次条第三項において同じ。」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・四」と、同条第四項中「前項」とあるのは「国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定により読み替えて適用される前項」とし、平成八年度及び平成九年度の新老健法第五十六条第三項に規定する確定加入者調整率については、同項中「百分の一・五」とあるのは、「百分の一・四」とする。

(第三条の規定による改正前の老人保健法の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)
第十三條 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及

び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれとの法律の規定によりされた許可等の処分

その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれとの法律の規定によりされてい

る許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれとの法律の適用については、附則第五条から第十三条までの規定又は改正後のそれとの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれとの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この他の法律による改正に係る事項について、この法律の施行後の薬剤費を含む医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律の施行後三年以内に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年六月二四日法律第一〇号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 第一条から第五条まで、第七条から第二十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十九条、第四十一条から第五十条まで、第五十二条から第六十四条まで及び第六十六条から第七十二条までの規定による改正後の法律の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度に係る当該法律の規定に規定する書類(第十八条の規定による改正後の日本輸出入銀行法第三十五条第二項及び第十九条の規定による改正後の日本開發銀行法第三十三条第二項に規定する書類のうち、平

附 則 (平成九年六月二〇日法律第四四号)抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)
第八条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る老人保健法の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

(第二号中「一千三百円(次条第二項の規定により五条第三項に規定する概算加入者調整率については、同項中「当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)」とあるのは「百分の一・五」とする。

(第六条の規定による改正後の老人保健法の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)
第十三條 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及

び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれとの法律の規定によりされた許可等の処分

その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれとの法律の規定によりされてい

る許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれとの法律の適用については、附則第五条から第十三条までの規定又は改正後のそれとの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれとの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この他の法律による改正に係る事項について、この法律の施行後の薬剤費を含む医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律の施行後三年以内に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 第一条から第五条まで、第七条から第二十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十九条、第四十一条から第五十条まで、第五十二条から第六十四条まで及び第六十六条から第七十二条までの規定による改正後の法律の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度に係る当該法律の規定に規定する書類(第十八条の規定による改正後の日本輸出入銀行法第三十五条第二項及び第十九条の規定による改正後の日本開發銀行法第三十三条第二項に規定する書類のうち、平

成八年四月から九月までの半期に係るものと除く。)から適用する。

附 則 (平成九年一二月一七日法律第一〇九号)抄

第一条 この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

第二条 この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

第三条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民健康保険法第二十七条及び第六十五条第三項の改正規定並びに第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条から附則第四条まで、第九条、第十三条から第二十四条まで及び第三十条の規定

二 第一条中国民健康保険法附則第六項及び第七項の改正規定並びに同法附則に四項を加える改正規定、第三条中国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第九条を附則第十条とし、附則第八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条から第八条まで、第二十七条及び第二十八条の規定

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

三 第一条中国民健康保険法第六条第四項に規定する老人保健施設、同法第二十五条第三項に規定する保健施設、同法第三十一条の三第一項第一項及び第二十八条の規定

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

四 第一条中国民健康保険法第六条第四項に規定する老人訪問看護事業者が附則第一号に掲げる規定の施行の日前にした偽りその他不正の行為により支払われた医療又は入院時食事療養費、特定(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

五 第一条中国民健康保険法第六条第四項の五の三において準用する場合を含む。)

六 第二条の規定による改正後の老人保健法第四十二条第三項(同法第四十六条の五及び第四部改正に伴う経過措置)

七 第十条 平成十年度の概算医療費拠出金の額は、老人保健法第五十五条第一項及び第三条の規定による改正後の国民健康保険法等の一部を改正する法律(以下「新平成七年改正法」という。)

二 新平成七年改正法の規定に基づき算定する年数の月数を十二で除して得た率を乗じて得た額

三 新平成七年改正法附則第八条第五項の規定にかかるわらば、次に掲げる額の合計額とする。

一 平成十年改正前確定加入者調整率を老人保健法第五十六条第三項の確定加入者調整率として新平成七年改正法附則第八条第五項の規定に基づき算定するものとした場合において平成十年度の確定加入者調整率を十二で除して得た率を乗じて得た額

四 第十一条 平成十年度の確定医療費拠出金の額は、老人保健法第五十六条第一項及び新平成七年改正法附則第八条第五項の規定にかかるわらば、次に掲げる額の合計額とする。

一 平成十年改正前確定加入者調整率を老人保健法第五十六条第三項の確定加入者調整率として新平成七年改正法の規定に基づき算定するものとした場合において平成十年度の確定加入者調整率を十二で除して得た率を乗じて得た額

二 新平成七年改正法附則第八条第五項の規定に基づき算定するものとした場合において平成十年度の確定加入者調整率を十二で除して得た率を乗じて得た額

三 新平成七年改正法の規定に基づき算定するものとした場合において平成十年度の確定加入者調整率を十二で除して得た率を乗じて得た額

四 第十二条 平成十年度の確定医療費拠出金の額は、厚生省令で定めるところにより、平成十年度におけるすべての保険者(老人保健法第六条第二項に規定する保険者をいう。以下同じ。)に係る加入者(同条第三項に規定する加入者をいう。以下同じ。)の総数に対する同法第二十条第一項に規定する七十歳以上の加入者等の総数の割合を同年度における当該保険者に係る加入者の数に対する同項に規定する七十歳以上加入者等の数の割合(その割合が旧平成七年改正法附則第七条第二項の規定により読み替えて適用された老人保健法第五十五条第三項に規定する上限割合を超えるときは当該上限割合とし、百分の一・四に満たないときは百分の一・

四とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八号)抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定

(国等の事務)

二 第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前にされた処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「处分庁」という。)に施行日前において「处分庁」とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八号)抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定

(国等の事務)

二 第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前にされた処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「行政不服審査法の規定を適用する。この場合に、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁である。)に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合に、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁である。)に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合に、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁である。)

額」という。)で除して得た率が、旧老健法第五十五条第一項第一号の政令で定める率を超える保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る施行日前老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。(次号において同じ。)を控除して得た額に施行日前確定加入者調整率を乗じて得た額

イ 前期概算負担調整基準超過保険者（前期概算加入者調整率が一を超える保険者）うち、前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるものをいう。（以下この条において同じ。）前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から前期負担調整対象見込額（前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第四項において同じ。）を控除して得た額と、前期負担調整見込額との合計額

(1) 次に掲げる額の合計額

(i) 当該保険者に係る前期老人医療費見込額（市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る七十五歳以上上の加入者等に対する平成十五年十月一日前に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。）に、一から前期特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額

(ii) 当該保険者に係る前期老人医療費見込額に前期特定費用概算率を乗じて得た額

(2) 次に掲げる額の合計額に前期負担調整基準率を乗じて得た額

(i) 前期負担調整前概算医療費拠出金相当額

(ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における見込額のうち平成十五年十月一日前に行われる医療関連給付に要する費用の額

二、次にイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

(2) に掲げる額を超えるものをいう。
 以下この条において同じ。) 後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から後期負担調整対象見込額(後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第九項において同じ。)を控除して得た額と、後期負担調整見込額との合計額

- (1) 次に掲げる額の合計額
 - (i) 当該保険者に係る後期老人医療費見込額(市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る七十五歳以上との加入者等に対する平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。)に、一から後期特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額
 - (ii) 当該保険者に係る後期老人医療費見込額に後期特定費用概算率を乗じて得た額
- (2) 次に掲げる額の合計額に後期負担調整基準率を乗じて得た額
 - (i) 後期負担調整前概算医療費拠出金相当額
 - (ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における見込額のうち平成十五年十月一日以後に行われる医療関連給付に要する費用の額
 - (iii) 後期概算負担調整基準超過保険者以外の保険者 後期負担調整前概算医療費拠出金相当額と後期負担調整見込額との合計額

第一項第一号イの前期概算加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十五年四月一日から同年九月三十日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数に対する七十五歳以上の加入者等の見込総数の割合(その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする。)で

附 則（平成一四年八月一日法律第一〇三号）抄

の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年五月二十五日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年六月二九日法律第七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条、第五条、第八条、第十二条、第十五条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十二条、第三十九条及び第五十六条の規定
布の日

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお前前の例によることとする。

貿易規則の規定に、いかが得前の例は、ある。とされる場合におけるこの法律の施行後にして、行為に対する罰則の適用については、なお従前

(その他の経過措置の政令への委任)の例による。

第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第
三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、第

この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八
七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（平成一七年一〇月一一日法律第
一〇二号）抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行期日（施行期日）

ら施行する。

第一百七十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行

する法律(平成十四年法律第二百五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)の項の改正規定(及び第三十条の三第一項)を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部分に限る。)に限る。)並びに附則第二十二条の規定(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)以下「入管法等改正法」という。)の施行の日

(附則第五条第一項の届出に係る高齢者の医療の確保に関する法律の届出の特例)

第十八条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の二の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の二の規定による付記とともに、前条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第十項の規定を適用する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民健康保険法第九条第六項、第十項及び第十一項の改正規定、同法第二十二条の改正規定、同法附則第二十一条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十二条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第二条中健康保険法附則第五条の次に一条を加える改正規定及び第三条中高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の次に五条を加える改正規定(同法附則第十三条の六に係る部分を除く。)及び同法附則第十四条の次に三条を加える改正規定(同法附則第十四条の二に係る部分を除く。)並びに附則第七条から第十七条までの規定は、平成二十二年七月一日から施行する。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 平成二十一年度以前の年度の被用者保険等保険者(改正後国保附則第十条第一項に規定する保険者)

に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金の額は、第三条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「改正後高齢者医療確保法」という。）附則第十三条の二の規定にかかるわらず、同条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十四条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十二条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者交付金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十三条の三の規定にかかるわらず、同条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において同条の規定により算定されることはとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十三条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法第三十八条第一項の規定にかかるわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において改正後高齢者医療確保法附則第十三条の四の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十八条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十四条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法第三十九条第一項の規定にかかるわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において改正後高齢者医療確保法附則第十三条の五の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十九条の規定を当該被用者保険等保険者に適用

するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十五条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四条の三第一項の規定にかかるらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第二十条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十六条 平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四条の四第一項の規定にかかるらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第一百二十一条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十七条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条ただし書に規定する規定の適用後遅滞なく、平成二十二年度における被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金並びに後期高齢者支援金（次項において「前期高齢者交付金等」という。）の額を変更し、当該変更後の額をそれぞれ通知しなければならない。

2 改正後高齢者医療確保法第四十二条第三項及び第四十三条第三項並びに第一百二十四条において準用する第四十三条第三項の規定は、前項の規定により前期高齢者交付金等の額の変更がされた場合について、それぞれ準用する。

（政令への委任）

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二二年一二月一〇日法律第七一号）抄
（施行期日）

を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（第二十一条の十二第一項若しくは「を削る部分に限る。」に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定（公布の日）

二 第一条（介護保険法第十三条第一項第二号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三条、第二十七条（国民健康保険法（昭和三十年法律第一百九十二条）第一百六条の二第一項第六号の改正規定（同条第二十二項）を「同法第八条第二十四項」に改める部分を除く。）に限る。）、第二十八条、第三十四条（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十五条第一項第五号の改正規定（同条第二十二項）を「同法第八条第二十四項」に改める部分を除く。）に限る。）及び第三十五条の規定（この法律の施行の日又は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十二号）の施行の日のいずれか遅い日）

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設（前条の規定による改正後に高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設に該当するものを除く。）に入居をしている後期高齢者医療の被保険者については、なお従前の例による。

第三十六条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の三の規定は、同条第一項に規定する変更後地域密着型介護老人福祉施設に施行日

（施行期日）

施行する。

附 則 （平成二十四年三月三一日法律第二号） 抄

（施行期日）

抄

（施行

部を改正する等の法律の趣旨にのっとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十一条 平成二十七年度以前の年度の被用者保険等保険者(持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)以下「国民健康保険法等一部改正法」という。)第三条の規定による改正前の国民健康保険法(昭和三十三年法律第八百九十二号)附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者(健康保険法第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。)をいう。(以下附則第五十一条の七までにおいて同じ。)に係る高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による概算前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金及び確定後期高齢者支援金については、なお前項の例による。

第五十二条 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概算前期高齢者交付金の額は、高齢者医療確保法第三十四条第一項及び第二十七条の規定による改正後の高齢者医療確保法(以下「改正後高齢者医療確保法」という。)附則第十三条の六第六項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において第二十七条の規定による改正前の高齢者医療確保法(以下「改正前高齢者医療確保法」という。)附則第十三条の六第六項の規定による算定されたこととなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十三条 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定前期高齢者交付金の額は、高齢者医療確保法第三十五条第一項及び附則第十三条の四第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定さ

第五十一条の四 平成二十八年度の被用者保険等
保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概
算前期高齢者納付金の額は、高齢者医療確保法
附則第十三条第八第一項及び改正後高齢者医療確保法
第三十八条第一項及び改正前高齢者医療確保法
これらの規定により算定される額の十二分の六
に相当する額と同年度において高齢者医療確保法
第三十八条第一項及び改正前高齢者医療確保法
附則第十三条第八第一項の規定を適用すると
したならばこれらの規定により算定されること
となる額の十二分の六に相当する額との合計額
とする。

第五十二条の五 平成二十八年度の被用者保険等
保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確
定前期高齢者納付金の額は、高齢者医療確保法
第三十九条第一項及び附則第十三条の五第一項
の規定にかかるらず、これらの規定により算定
される額の十二分の六に相当する額と同年度に
おいて国保法等一部改正法第十条の規定による
改正前の高齢者医療確保法（附則第六十条第二
項において「平成二十九年改正前高齢者医療確
保法」という。）第三十九条第一項及び附則第
十三条の九第一項の規定を適用するとしたなら
ばこれらの規定により算定されることとなる額
の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十二条の六 平成二十八年度の被用者保険等
保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概
算後期高齢者支援金の額は、高齢者医療確保法
第二百二十条第一項及び改正後高齢者医療確保法
附則第十四条の九第一項の規定にかかるらず、
同項の規定により算定される額の十二分の六に
相当する額と同年度において改正前高齢者医療
確保法附則第十四条の九第一項の規定により算
定されることとなる額の十二分の六に相当する
額との合計額とする。

第五十三条の七 平成二十八年度の被用者保険等
保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確
定後期高齢者支援金の額は、高齢者医療確保法
第二百二十条第一項第一号及び附則第十四条の
三第一項の規定にかかるらず、同項の規定によ
り算定される額の十二分の六に相当する額と同
年度において改正前高齢者医療確保法附則第
四条の十第一項の規定により算定されることと
れる額の十二分の六に相当する額と同年度にお
いて改正前高齢者医療確保法附則第十三条の七
の規定により算定されることとなる額の十二分
の六に相当する額との合計額とする。

なる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の八 社会保険診療報酬支払基金法
(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条第五号に規定する規定の施行後遅滞なく、平成二十一年度における各保険者に係る高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金並びに後期高齢者支援金(次項において「前期高齢者交付金等」という。)の額を変更し、当該変更後の額をそれぞれ通知しなければならない。

2 改正後高齢者医療確保法第四十二条第三項及び第四十三条第三項並びに第二百二十四条において準用する同項の規定は、前項の規定により前期高齢者交付金等の額の変更がされた場合について、それぞれ準用する。

第五十一条の九 平成一十八年度における健康保険法附則第五条及び第二百五十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により読み替えられた健康保険法附則第一百五十三条第一項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正前高齢者医療確保法附則第十三条の六及び第十三条条の八の規定を適用するとしたならば健康保険法附則第五条及び第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により読み替えられた健康保険法附则第一百五十三条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の十 平成一十九年度における第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により読み替えて適用される健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第一百五十三条第二項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正前高齢者医療確保法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第十三条の六、第十三条の八及び第十四条の九の規定を適用するとしたならば第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により算定される健康保険法附則第五条の三の規定により読み替えて適用される健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第十五条の規定により読み替えられた同法第一百五十三条第二項の規定により算定されることとなる。

第五十一条の八　社会保険診療報酬支払基金法
する。なる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条（第一項のただし書きを除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定（平成二十八年四月一日までの間ににおいて政令で定める日）

第三十六条 新高齡者醫療確保法第五十五条第一

以後の期間に対応するもの及び新国保法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項に規定する延滞金について適用し、第三号施行日前延滞金のうち第三号施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(施行期日) 附 則 (平成二七年五月二九日法律第三
一 号) 抄

の確保に関する法律（以下「第二号改正後高確法」という。）に基づく全国医療費適正化計画（以下「新全国計画」という。）を定めるものと

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

する。
第九条の規定による改正前の高齢者の医療の
確保に関する法律（次条第二項において「第二
号文正前高齢法」という。）に基づく全国医療

第一項の規定、第三条の規定、同法第二百五十三条第一項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第二百五十三条第一項の改正規定、同法附則、同法第二百五十三条第一項の改正規定、同法附則第五条の規定、

号改正前高齢法」といふのは基づく全国医療費適正化計画(次項において「旧全国計画」という。)は、新全国計画が定められるまでの間、新全国計画とみなす。

改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条に船員保険事務局へ委託する改正規定、第七条に船員保

前項の規定により新全國計画とみなされた旧全國計画については、第二号改正後高確法第八条（第二項及び第三項を除く。）、第十一一条第六

項から第八項まで、第十二条第三項及び第四項、第十四条並びに第十五条の規定は適用せず、なお従前の例による。この場合において、

新全國計画が定められた日の前日を旧全國計画の期間の終了の日とみなす。第二号施行日以後最初に定められる新全國計

第六十一条及び第六十七条から第六十九条までの規定の日

画に対する第二号改正後高確法第八条第一項の規定の適用については、同項中「六年」とに、「六年を一期として、」とあるのは、「令和六年三

附則第一条(改正する法律の施行日を定める)
く)、第九条、第十二条(前号に掲げる改正
規定を除く)及び第十四条の規定並びに附
則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一

第二十五条 都道府県は、第二号施行日以後、速月三十一日までを計画期間とする」とする。
やかに、第二号改正後高確法に基づく都道府県

条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条までで、第五十六条 第五十八条及び第六十四条

2 医療費適正化計画（以下「新都道府県計画」という。）を定めるものとする。

の規定 平成二十八年四月一日

適正化計画（次項において「旧都道府県計画」という。）は、新都道府県計画が定められるまでの間、新都道府県計画とみなす。

び第二十八条の規定、附則第五十三条中介護保険法附則第十一条の改正規定並びに附則第六十条、第六十三条及び第六十六条の規定

前項の規定により新都道府県計画とみなされた旧都道府県計画については、第一号改正後高確法第九条、第十二条第一項から第五項まで、

平成二十九年四月一日
(検討)

第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十五条の規定は適用せず、なお前述の例による。この場合において、新都道府県計画が

統可能な医療保険制度を構築する観点から、医療に要する費用の適正化、医療保険の保険給付の範囲及び加入者等の負担能力に応じた医療に

4 第二号施行日以後最初に定められる新都道府県の期間の終了の日とみなす。

要する費用の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

県計画に対する第二号改正後高確法第九条第一項の規定の適用については、同項中「六年」とて六年を一期として一あるのは、「令和六

第二十四条 国は、第一号施行日以後、速やかに伴う経過措置（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

年三月三十一日までを計画期間とする」とする。

2 正後高確法第八条第六項の規定の例により、関係行政機関の長に協議することができる。

第二号施行日前においても、第二号改正後高齢者の医療の確保に関する法律第百五十七条の二第一項の保険者協議会が組織されている都道府県にあっては、関係市町村及び当該保険者協議会（協議することができる。）に協議することができる。

第二十七条 平成二十八年度以前の各年度の保険料（第十条の規定による改正前の高齢者の医療

並びに確定後期高齢者支援金については、なお従前の例による。

町村に係る概算前期高齢者交付金の額の合計額（以下この項において「平成二十九年度市町村概算前期高齢者交付金合計額」という。）とする。ただし、平成二十九年度の当該都道府県の区域に属する市町村概算前期高齢者交付金合計額」という。）が同年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る概算前期高齢者交付金の額（以下この項において「平成二十九年度市町村概算前期高齢者交付金合計額」という。）の合計額（以下この項において「平成二十九年度市町村概算前期高齢者交付金合計額」という。）を適用するとしたならば、同項の規定により算定されることとなる額をいう。）の合計額（以下この項において「平成二十九年度市町村概算前期高齢者交付金合計額」という。）を超えるときは、平成三十年度都道府県概算前期高齢者交付金額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額（高齢者の医療の確保に関する法律第三十三条第一項に規定する前期高齢者交付調整金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）との合計額額を控除して得た額とするものとし、平成二十九年度区域内市町村概算前期高齢者交付金合計額が平成二十八年度区域内市町村概算前期高齢者交付金合計額に満たないときは、平成三十年度都道府県概算前期高齢者交付金額にその満たない額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

平成三十年度の都道府県に係る前期高齢者納付金の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第三十七条第一項の規定にかかるらず、同年度の概算前期高齢者納付金の額（以下この項において「平成三十年度都道府県概算前期高齢者納付金額」という。）とする。ただし、平成二十八年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る概算前期高齢者納付金の額の合計額（以下この項において「平成二十八年度区域内市町村概算前期高齢者納付金額」という。）が同年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る確定前期高齢者納付金の額（当該市町村に

三号改正前高法第三十九条第一項の規定を適用するとしたならば、同項の規定により算定されることとなる額をいう。)の合計額(以下この項において「平成二十八年度区域内市町村確定前期高齢者納付金合計額」という。)を超えるときは、平成三十年度都道府県概算前期高齢者納付金額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額(高齢者の医療の確保に関する法律第三十七条第一項に規定する前期高齢者納付調整金額をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。)との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十八年度区域内市町村概算前期高齢者納付金合計額が平成二十一年度都道府県概算前期高齢者納付金額を平成二十八年度区域内市町村確定前期高齢者納付金合計額に満たないときは、平成三十年度都道府県概算前期高齢者納付金額に満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

第三十一条 平成三十一年度の都道府県に係る前期高齢者交付金の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第三十三条第一項の規定にかかわらず、同年度の概算前期高齢者交付金の額（以下この項において「平成三十一年度都道府県概算前期高齢者交付金額」という。）とする。ただし、平成二十九年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る概算前期高齢者交付金の額の合計額（以下この項において「平成二十九年度区域内市町村概算前期高齢者交付金合計額」という。）とし、平成二十九年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る概算前期高齢者交付金合計額（以下この項において「平成二十九年度区域内市町村概算前期高齢者交付金合計額」という。）とすることによる額をいう。）が同年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る確定前期高齢者交付金の額（当該市町村に同法第三十五条第一項の規定を適用するとしたならば、同項の規定により算定されることとなる額をいう。）の合計額（以下この項において「平成二十九年度区域内市町村確定前期高齢者交付金合計額」という。）を超えるときは、平成三十一年度都道府県概算前期高齢者交付金額からその超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十九年度区域内市町村概算前期高齢者交付金合計額が平成二十九年度区域内市町村確定前期高齢者交付金額との合計額に満たないときは、平成三十一年度都道府県概算前期高齢者納付金の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第三十七条第一項の規定にかかわらず、同年度の概算前期高齢者納付金の額（以下この項において「平成三十一年度都道府県概算前期高齢者納付金額」という。）とする。ただし、平成二十九年度の当該都道府県の区域に属する市町村に係る概算前期高齢者納付金の額の合計額（以下この項において「平成三十一年度都道府県概算前期高齢者納付金合計額」という。）とその満たない額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

額とするものとし、平成二十九年度区域内市町概算前期高齢者納付金合計額が平成二十九年度区域内市町村確定前期高齢者納付金合計額に満たないときは、平成三十一年度都道府県概算前期高齢者納付金額にその満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を加算して得た額とする。

3 平成三十一年度の都道府県に係る後期高齢者支援金の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項の規定にかかるらず、同年度の概算後期高齢者支援金の額（以下この項において「平成三十一年度都道府県概算後期高齢者支援金額」という。）とする。ただし、平成二十九年度の当該都道府県の区域に属する市町に係る概算後期高齢者支援金の額の合計額（以下この項において「平成二十九年度区域内市町概算後期高齢者支援金合計額」という。）が同年度の当該都道府県の区域に属する市町に係る確定後期高齢者支援金の額（当該市町に同法第二十一条第一項第二号の規定を適用するとしたならば、同号の規定により算定されることとなる額をいう。）の合計額（以下この項において「平成二十九年度区域内市町村確定後期高齢者支援金合計額」という。）を超えるときは、平成三十一年度都道府県概算後期高齢者支援金額からその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十九年度区域内市町村概算後期高齢者支援金合計額が平成二十九年度区域内市町村確定後期高齢者支援金合計額に満たないときは、平成三十一年度都道府県概算後期高齢者支援金額にその満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額を加算して得た額とする。

第三十二条 第十一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条の二の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当するに至つたことにより後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、施行日前に後期高齢者医療の被保険者となつた者については、なお從前の例による。

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる罰則に関する経過措置）

規定については、当該各規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることの他の経過措置の政令への委任）の附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

八四号 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年一月二四日法律第八四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第七条の規定 平成二十九年四月一日

附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）

（施行期日）

1 略

二 第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年六月二日法律第五二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百三十三条の二、第二百三十三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

二 第一百六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第一百六十二条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第二百十条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第一百三十三条の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六条の規定 公布の日

三 第一条の規定（健康保険法第三条第七項の改正規定を除く。）、第四条の規定、第六条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第九条中国民健康保険法第八十二条第二項の改正規定、同法第八十五条の次に二条を加える改正規定及び同法第一百四十四条の改正規定、第十一条の規定（第五号に掲げる改正規定並びに附則第三条、第十六条、第十七条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

（検討）

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

四十八号 抄

（罰則の適用に関する経過措置）

規定については、当該各規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則に関する経過措置）

四十八号 第二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第五条の規定（次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、第九条の規定（前号

（検討）

二 第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該各規定。附則第十五条及び第十六条において同じ。）による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用の状況、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の普及の状況その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 第三条 第三条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第一百六十条の二第二項の規定は、平成二十七年四月一日以後に納期（高

場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）、第三条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第一百四十条の規定（船員保険法第二条第九項の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第七条の規定（私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）、附則第八条の規定（国家公務員共済組合法第二条第一項第二号及び第四十条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第九条の規定（地方公務員等共済組合法第二条第一項第二号及び第四十三条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）公の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百四十五条第三項の改正規定、第七条の規定及び同法第一百六十二条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第三項の改正規定並びに附則第四十三条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）公の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

六 第二条中健康保険法第一百五十条の二第二項の改正規定及び同項を同条第三項とし同条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第三項の次に一項を加える改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第二項の改正規定並びに第十三条の規定一日 令和四年四月一日

（検討）

二 第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該各規定。附則第十五条及び第十六条において同じ。）による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用の状況、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の普及の状況その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 第三条 第三条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

（罰則の適用に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることができることとなつた場合にあつては、当該保険料を課すことは、なお従前のようにする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 次に掲げる規定 令和三年一月一日
イ及びロ 略

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（二千萬円）を「八百万円」に改める部分に限る）、同法第九十三条の改正規定（同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百四十四条並びに第一百四十九条の規定

（罰則に関する経過措置）

第一百七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について適用する。

(政令への委任) 第百七十二条 この法律の施行で定める。
附 則 (一) 号抄
第一条 この法律する。ただし、各号に定める日第一条中雇規定、同法第二規定並びに正規定並びに規定及び第十一條及び第十二條に附則第十条、第三十二条まで削る改正規定二条の規定(一)二第一項第三条に一項を加びに第十二条金保険法(昭五十六年第三条、第二十一の規定、公布の範囲内における罰則に関する規定)第三十一条この規定にあつては、規定においては、規の附則の規定にされる場合において、に対する罰則例による。(政令への委任)第三十二条この法律の施行に伴う。附 則 (二) 号抄

（施行期日）
第一条 この法律
する。ただし、
各号に定める日
一 第三条 中介業者
を含む）及び
改正規定、第
正する法律附
によりなおそ
法第二十六条
法附則第十二
二条（見出し）
及び第八条の
附則第七条の
ための介護
（平成二十三年
第三項及び第
に附則第八条
第一第二十七条
別表第五まで
条、第四十七条
における特定の
用等に関する
正規定（同表
く。）に限る。
五十九条から
び第七十一条
布の日
二から六まで
七 第二十七条
二の改正規定
の改正規定に
等に係る地方
証業務に関す
七十七条の三
条を加える改
び第五十一条
く。）、第十一条
第一百一十九条
「正本及び」
、第二十二条

は、令和三年四月一日から施行する。
護保法附則第十三条（見出しの第十四条（見出しを含む。）の
四条中健康保険法等の一部を改
則第一百三十条の二第一項の規定
の効力を有するものとされた同
の規定による改正前の介護保険
規定（介護サービスの基盤強化
規定（見出しを含む。）及び第十
条（見出しを含む。）の改正規定、第六条
規定並びに附則第六条の規定、
規定（介護サービスの基盤強化
規定（見出しを含む。）及び第十
年法律第七十二条）附則第十条
四項の改正規定を除く）並び
及び第九条の規定 公布の日
令和三年五月一九日法律第三七
略
（住民基本台帳法第二十四条の
及び同法第三十条の十五第三項
限る。）、第四十八条（電子署名
公共団体情報システム機構の認
法律第七十一条の二を同法第
とし、同法第七十一条の次に
正規定を除く。）、第四十九条及
並びに附則第九条（第三項を除
く、第十五条、第十八条（戸籍法
の改正規定（戸籍の）の下に
を加える部分に限る。）に限る。
、第二十五条、第二十六条、第

二十八条、等
十条の十五等
十九条、第四
条、第五十四
条、第五十五条
推進に関する
（条例を含む
る）、第五五
の規定（公女
い範囲内にお
める日
（罰則に関する
る）
第七十一条
規定にあつては
て同じ。の施
規定によりなが
合におけるこ
る罰則の適用
る。
（政令への委任
第七十二条
第一条
法律の施行に關
する。ただし、
各号に定める
一 第六条中同
改正規定並び
条の八、第八
項第三号の改
第八条及び第
方公務員等其
百五十二条号
第二十一条中
法律第八十
表第二から四
二十三条规定
法、法人税法
法律（昭和四
の二の三第三
四第十一項等
項第一号」
則第二十九条
規定 公布の
二及び三 略

四 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律
第六十七条第一項及び第九十三条の改正規定
並びに附則第七条の規定 令和四年十月一日
から令和五年三月一日までの間において政令
で定める日

五 略

六 第一条中健康保険法第二百五十五条の四第二項
及び第二百五十五条の五の改正規定、第二条中船員
保険法第二百五十三条の十第二項及び第二百五
十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の
医療の確保に関する法律第二百六十五条の二第
二項及び第二百六十五条の三の改正規定、第六
条中国民健康保険法第二百五十三条の三第二項及
び第二百五十三条の四の改正規定、第八条の規定
(第一号に掲げる改正規定を除く) 並びに第
九条及び第十条の規定並びに附則第十二条中
私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項
及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三
条中国国家公務員共済組合法第二百五十四条の第
二項及び第二百五十四条の三の改正規定、附則第
十五条中地方公務員等共済組合法第二百四十四
条の三十三第二項及び第二百四十四条の三十四
条の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四
条及び第三十条の規定 公布の日から起算し
て三年を超えない範囲内において政令で定め
る日

(検討)

(以下「第四号施行日」という。以後に行われる診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る新高確法の規定による後期高齢者に付つてそれぞれ適用し、第四号施行日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る第五条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律(次項において「旧高確法」という。)の規定による後期高齢者医療給付に要する費用については、なによる。

2 新高確法第九十三条の規定は、第四号施行日以後に行われる新高確法の規定による後期高齢者医療給付に要する費用について適用し、第四号施行日前に行われた旧高確法の規定による後期高齢者医療給付に要する費用については、なによる。

(政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により從前の國の機關がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相當の國の機關がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により從前の國の機関に対して申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により從前の國の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に從前の國の機関に対してその手続がされていないもののについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の國の機関に対して、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののはか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略
二 附則第十一条の規定
　　(施行に伴う関係法律の整備に関する法律)
　　(令和四年法律第七十六号)
附 則 (令和四年一二月九日法律第九六号)抄

高齢者納付金については、なお従前の例による。

第十一条 新高確法第九十三条第三項の規定は、令和六年度以後の各年度における支払基金に対する交付の額について適用し、令和五年度以前の各年度における支払基金に対する交付の額については、なお従前の例による。

第十二条 新高確法百条第二項の規定は、令和六年度以後の各年度における後期高齢者負担率について適用し、令和五年度以前の各年度における後期高齢者負担率については、なお従前の例による。

第十三条 支払基金は、施行日前においても、新高確法百三十九条第一項第三号に掲げる業務の実施に必要な準備行為をすることができる。(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和五年六月九日法律第四八号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定
- 二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定(同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る)、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条

から第二十五条まで及び第二十七条の規定による。

公布の日から起算して一年六月を超えない範

囲内において政令で定める日

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 後期高齢者医療広域連合は、第十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(これに基づく命令を含む。)の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為について、第二号施行日前においても行うことができる。(政令への委任)

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。